

川内村過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

変更令和4年9月

福島県双葉郡川内村

川内村過疎地域持続的発展計画目次

1 基本的な事項	1
(1) 村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 村の行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計 画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	20
3 産業の振興	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	22
(3) 計 画	24
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25
4 地域における情報化	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計 画	27

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
5 交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 計 画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
6 生活環境の整備.....	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	34
(3) 計 画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ...	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	38
(3) 計 画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
8 医療の確保	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
9 教育の振興.....	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	43
(3) 計 画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
10 集落の整備	45
(1) 現況と問題点	45

(2) その対策	45
(3) 計 画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
11 地域文化の振興	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計 画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
12 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計 画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分・	50

1 基本的な事項

(1) 村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位置、自然的条件

本村は、福島県の浜通り地方、阿武隈高地の中部に位置し、東は双葉郡富岡町、双葉郡檜葉町、西は田村市滝根町、南はいわき市、北は田村市都路町、双葉郡大熊町に接しており、北から南に阿武隈高地の山々が連なっています。

村の面積は、東西約 15 km、南北約 13 kmに広がり総面積は 197. 35 k m²です。

気候は、阿武隈高地の太平洋側東日本型の気候で、年平均気温は 10. 9℃です。1月から2月かけての平均気温はマイナスで冬期間はやや長いものの降雪量は少なく、乾燥しやすい条件にあります。7月から8月は高温となりますが、高原特有のさわやかな日が続きます。また、この時期の阿武隈高地にふきつける「やませ」は、水稻や高原野菜等、農作物に大きな影響を及ぼしています。

年間平均降水量は、1, 554 mmで、平均風速は、1. 2m/s となっております。また、最低気温は1月から2月にかけてマイナス2桁まで下がる日もあります。晩霜は5月初旬まであり、農作物に大きな被害を及ぼすことがあります。

土地利用の状況は、阿武隈高地の分水嶺、大滝根山（標高 1, 193m）をはじめ 700～900mの起伏の多い山岳に囲まれた高原性盆地で、総面積の 86. 2%（17, 023 ㌔²）が山林で占められ、農地は総面積の 4. 7%（924 ㌔²）で、村の中央を貫流する木戸川とその支流に沿って拓け、大小の集落が散在しています。

地質は花崗岩の粘着性に乏しい土性で、土壌は砂壤土及び植壤土が大半を占めています。

水系は木戸川水系、富岡川水系、熊川水系に分れます。木戸川は大滝根山の北東斜面に源を発し、支流から流水を集め、川内村の中心部を貫流し檜葉町で太平洋に注いでいます。富岡川は、毛戸川等の支流と合流し、富岡町で太平洋に注いでいます。

② 歴史的背景

本村の歴史は古く、村内いたるところから縄文土器の破片や石斧などが発見されていることから、遠く石器時代に先住民が生活していたことがうかがわれます。

鎌倉時代一寒村にすぎなかった「川内」は、源頼朝が奥州平泉の藤原氏を討ったのち、浜街道が岩城氏と相馬氏に分与され、岩城氏の所領になりました。

た。延享4年以後、この地方は幕府直轄地となり、会津領から棚倉領へと領主は種々変遷しました。

明治6年になると「川内」は、磐前県第2大区第4小区に属し、山檜葉と呼ばれるようになり、明治22年4月に町村制の実施により上川内村と下川内村（現在の大字）が合併し、現在の川内村が誕生し、131年の歳月が流れました。

本村の特徴をなす広大な公有林は、明治初年の地租改正の時に誤って国有地に編入されてしまいました。その後、編入取り下げ申請を数度にわたって行ったが、受け入れられず明治37年行政訴訟をおこし、6年余りの歳月と苦難の結果、勝訴となりました。このように、さまざまな出来事を隔てて、現在に至っていますが、当時は公有林経営の基本理念を住民福祉の向上におき、公有林からの恩恵は村民経済の培養と社会資本の充実などに大きな役割を果たし、生産力や財政力に乏しかった川内村も大きく発展し、今日の村勢を築いています。

③ 社会的経済的諸条件

主要都市からの距離は、いわき市から67km、南相馬市から58km、郡山市から59kmと地方中核都市からの距離はあるが、いわき市から山形県南陽市に至る国道399号、浜通り地方を經由して首都圏と仙台市を結ぶ国道6号、国道6号と郡山市を結ぶ国道288号及び県道小野・富岡線、県道富岡・大越線によって近隣地方都市への交通は便利になっています。

広域的に、相馬、双葉、いわき地区からなる浜通り広域生活圏に属しているが、常磐自動車道など高速交通網の発達により首都圏や郡山市を中心とする中通りの生活圏との関わりも深くなってきています。

イ 過疎の状況

国勢調査では、昭和5年の4,275人であったものが、昭和30年には6,144人と本村では最も多い人口となりました。しかしながら、高度経済成長への時代と移り相対的低位所得生活地域になった本村から多数の人口が流出し続けたため、20年経った昭和50年には、4,308人と1,836人、27.3%が減少し、実に年平均では92人もの減少があった。さらに、30年経った平成17年では3,125人と1,183人の減少、年平均では37人と高度経済成長と比較して漸減傾向にあったものが、平成23年の東日本大震災より平成27年には、2,021人と1,104人、35.3%が急激な人口減少となっています。

住民基本台帳においても昭和34年2月の6,463人をピークに、平成26年3月では2,739人と、55年間で3,724人の半数近い57.6%も減少したことになります。

本村では、農林業が基幹産業であり、小規模経営で稲作を主とした単作構造であるのに加えて、昭和20年代まで主流であった製炭が燃料革命によって衰退したことや、他地域・他産業との所得の格差が生じたこと、さらに高度経済成長政策によって都市部へ労働力が流出したことが、人口の減少と相俟って本村

を過疎化に追いやったものと思われます。

しかし、わが国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和 45 年に最初の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」制定されて以来、昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年の「過疎地域活性化特別措置法」、さらに平成 12 年の「過疎地域自立促進特別措置法」など本村では 4 度にわたり過疎地域の指定を受けたことによって、過疎計画に基づく、交通網をはじめ産業基盤、教育文化施設、医療施設、生活環境整備等社会資本の整備拡充を進めた結果、ある程度の整備が促進され生活環境が向上しています。

今後は、本村のもつ広大な自然と緑地空間を可能な限り保全し、震災や原発事故で避難した村民の帰還や交流人口の増加を図り、移住人口・定住人口の定着を進め持続可能な地域社会の形成が最大の課題となっています。

ウ 産業構造の変化

本村の産業別就業人口は、以前から農林業関係の第一次産業が最も多く、約 6 割を占めていましたが、昭和 50 年頃から徐々に現金収入の職場に転換していったことから第二次産業が急激に伸びて、平成 2 年からは逆転し、以後は第 1 位の座を確保してきました。この要因としては、食糧の安定供給として本村でも稲作を中心に農業の自立を目指して推進してきましたが、米の需要と供給のバランスが崩れ、価格低迷と減反政策によって縫製業などに転換していったことなどが上げられます。

現在では、第三次産業が最も多く、逆に第一次産業は最も少なくなりました。これは、新規就農者の減少と併せ、農業から他産業への転換が一段と進んだことがうかがわれます。

また、原発事故後、野菜工場や企業誘致、商業施設の設置やビジネスホテルの開業、工業団地の造成などにより就業構造が変わってきておりますが、人口の減少に伴い、就業人口の減少も課題となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口の推移は、令和 2 (2020) 年国勢調査では 2,044 人、平成 27 年(2015) 年から微増しており年少人口の回復もみられるものの、震災前(2010 年)の水準までは回復せず生産年齢人口の減少の一方、老年人口増もあり、更なる少子高齢化の進行がみられる。

近年の、自然増減の状況は、経年的に死亡数が出生数を上回っている一方、社会増減については、政策効果もあって一定の社会増が確保されてきている。

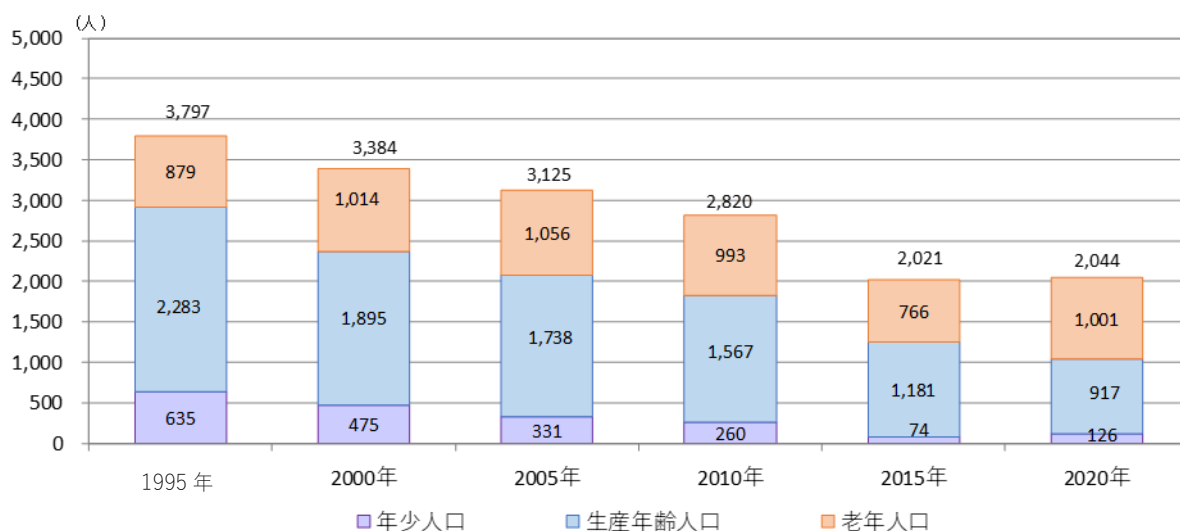
年令階級別人口からみると 2020 年(令和 2 年)の 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、全人口の約 44.9%程度と 2015 年(平成 27 年)の 58.4%に比較して 13.5%減少している。

産業別就業人口をみると、昭和 30 年には第一次産業の就業人口は 2,375 人で総就業人口の 83.3%を占める農林業主体型の構造であったが、昭和 40 年以降

は日本経済の構造変化と機械導入による省力化が農家の兼業化を促進させました。

また、同じ郡内の大熊町や富岡町など近隣町村にある原子力発電所が昭和 46 年 3 月（東京電力福島第一 1 号機）から順次、運転されたことに伴い、村民が雇用され、第一次産業から第二次産業、第三次産業へと就業構造が変化し、現在では第二次産業の就業人口が第 1 位の座を占めるようになりました。

表 1-1 (1) 年齢 3 区分別人口の推移



	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
年少人口	635	475	331	260	74	126
生産年齢人口	2, 283	1, 895	1, 738	1, 567	1, 181	917
老年人口	879	1, 014	1, 056	993	766	1, 001
総人口	3, 797	3, 384	3, 125	2, 820	2, 021	2, 044
年少人口比率	16. 7%	14. 0%	10. 6%	9. 2%	3. 7%	6. 2%
生産年齢人口比率	60. 1%	56. 0%	55. 6%	55. 6%	58. 4%	44. 9%
老年人口比率	23. 1%	30. 0%	33. 8%	35. 2%	37. 9%	49. 0%

資料：各年国勢調査

■人口ピラミッドの比較（2010年・2020年）

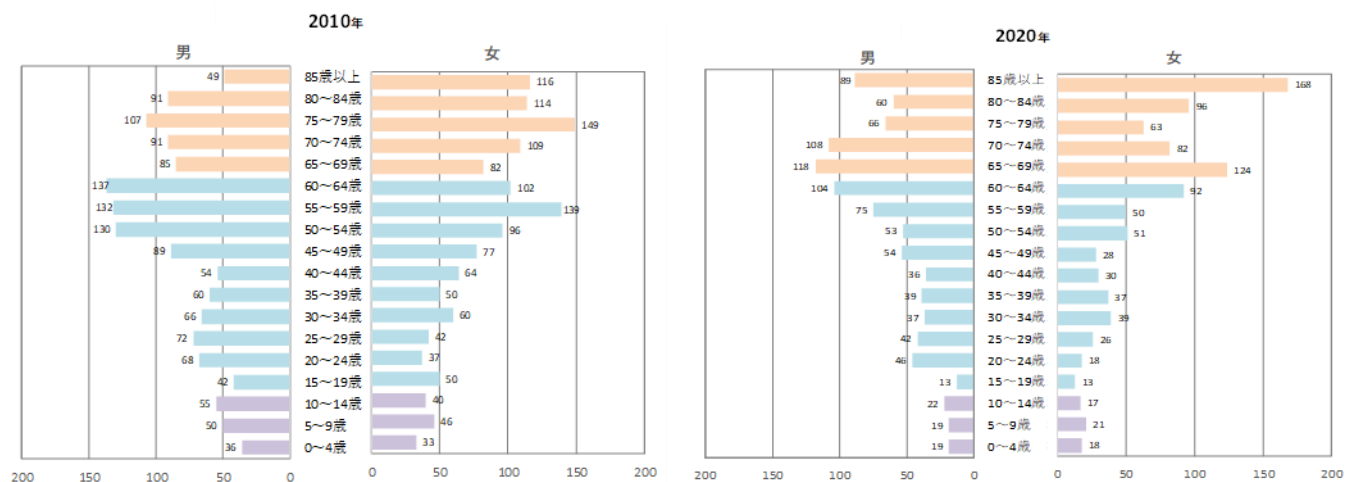
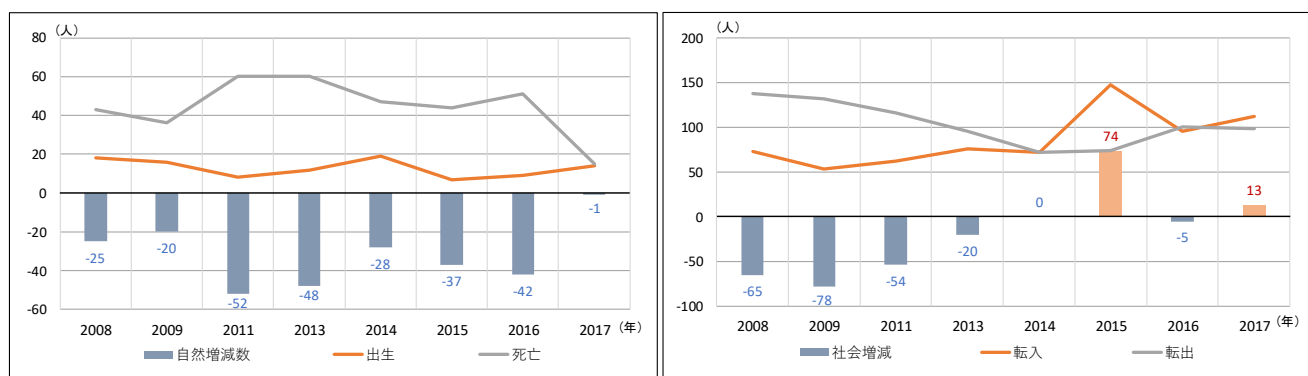


表 1-1 （2）継続的な自然減傾向

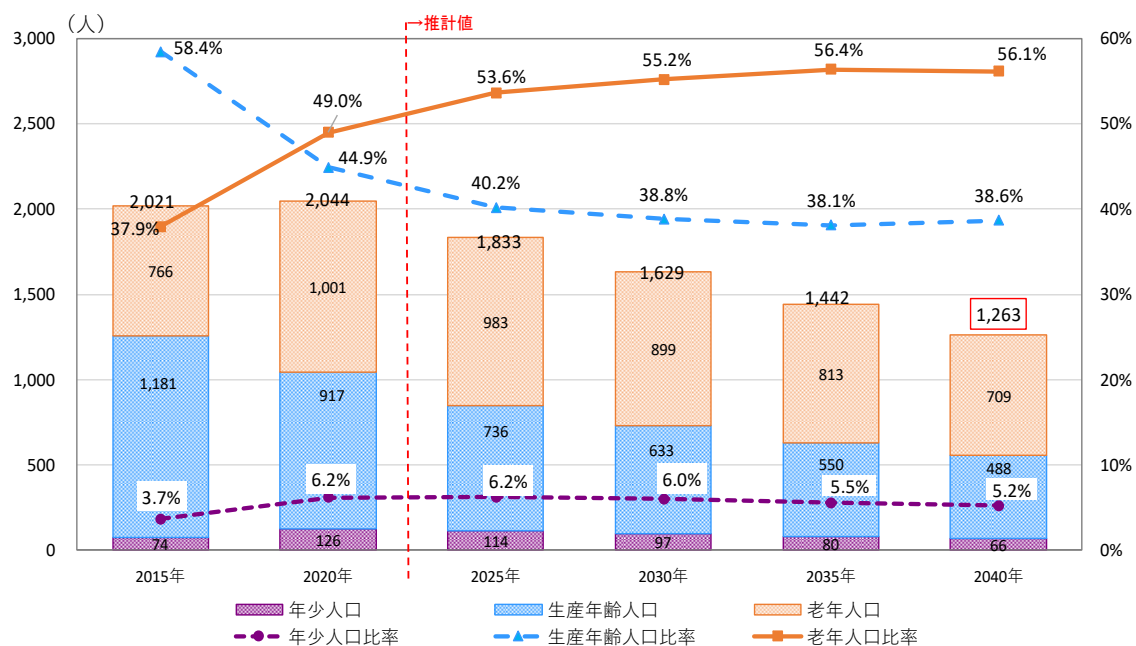


資料：各年住民基本台帳（川内村）

表 1-1 （3）

川内村の令和 22(2040)年の人口は1,263 人となり、令和 2(2020)年の 2,044 人から 781 人減少が見込まれます。また、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する見込みで、全人口の過半数（56.1%）となります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推計



(人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総人口	2,021	2,044	1,833	1,629	1,442	1,263
年少人口	74	126	114	97	80	66
生産年齢人口	1,181	917	736	633	550	488
老年人口	766	1,001	983	899	813	709
老年人口比率	37.9%	49.0%	53.6%	55.2%	56.4%	56.1%

(3) 村の行財政の状況

村民の行政に対するニーズは多様化してきたおり、行政事務も複雑多岐にわたってきています。村の行政組織は、川内村事務機構改善委員会で、近年の社会情勢の変化に対応した事務事業及び機構など全般にわたり再点検をした結果、課・係の統廃合を計画的に推進しながら、平成26年3月に策定した「川内村行政組織機構改善計画」に基づき、復興状況に応じて事務機構改善委員会への諮問・答申を得ながら進めてきました。しかし、第2期復興創生期間を向かえ、急激な人口減少と少子高齢化やデジタル変革の問題など今後の行政需要によっては、行政機構も大幅に変化することも予想され、さらに新たな課題に対し柔軟に対応するためにも、たえず事務事業の見直し、適正な定員管理を推進するとともに、住民と協働により効率的な行政運営を行って行くことが必要となります。

一方、本村の財政基盤は、歳入構造上、村税の構成比率が低く、平成12年度までの財政力指数は0.1となっておりましたが、平成13年度からは大型送電線鉄塔の大規模償却資産税の配分などにより平成22年度までは0.27となってい

ましたが、村有地への再生エネルギー施設の誘致等により、令和３年度には0.3となっています。しかしながら依然として地方交付税や国・県支出金、地方債に依存する構造となっており、引き続き自主財源の確保を進めて行く必要があります。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、おおむね70～80%が適正とされておりますが、地方交付税の大幅な削減や村税の減少などにより、平成22年度は82.0%、でありましたが、震災復興関連に要する予算の増加などにより、平成23年度で96.6%の最高となり、令和元年度では91.7%と高止まっており、財政の硬直化が進展することが懸念されます。

また、実質公債費比率は令和元年度決算で9.1%となっています。引き続き、経常経費の削減に努めるほか、投資的経費についても事業の効果や緊急性を検討し、真に必要な事業については財源を確保し、適時適切に実施が可能となるよう、効率的で効果を広く発揮する財政運営に努めてく必要があります。

表１－２（１）市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,998,469	9,731,180	7,629,366
一 般 財 源	1,870,938	2,589,178	2,551,593
国庫支出金	232,044	1,681,710	1,788,461
県 支 出 金	353,519	3,296,054	1,222,676
地 方 債	302,937	198,386	288,436
うち過疎債	112,000	53,000	129,100
そ の 他	239,031	1,965,852	1,778,200
歳出総額 B	2,842,908	8,951,624	6,768,438
義務的経費	997,177	935,102	951,606
投資的経費	890,972	4,305,788	2,329,390
うち普通建設事業費	890,972	3,535,207	2,083,776
そ の 他	954,759	3,710,734	3,487,442
過疎対策事業費	892,909	59,939	263,030
歳入歳出差引額C(A-B)	155,561	779,556	860,928
翌年度へ繰越すべき財源D	73,155	718,688	824,380
実質収支 C-D	82,406	60,868	36,548

財 政 力 指 数	0.27	0.30	0.30
公債費負担比率	13.5	8.3	8.9
実質公債費比率	6.8	5.1	9.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.0	90.6	91.7
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,784,251	2,157,777	1,874,043

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道	130,154	127,875	124,900	123,500	119,964
改 良 率 (%)	35.8	23.8	44.9	58.2	64.8
舗 装 率 (%)	14.9	33.6	55.3	72.2	83.0
農 道					
延 長 (m)	33,296	36,922	34,475	14,631	14,189
耕地1ha当たり農 道延長 (m)	34.1	33.5	35.6	—	—
林 道 延 長 (m)				105,674	105,674
林野1ha当たり林 道延長 (m)	3.6	4.3	6.4	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	—	—
水 洗 化 率 (%)	—	—	32.6	51.9	78.0
人口千人当たり病院	—	—	—	—	—
診療所の病床数(床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア、基本的な考え方

本村では、東日本大震災震災と原発事故からの川内村のあるべき姿を見いだし、村民の生命と健全な健康管理を第一と考え、安全と安心の生活環境を取り戻し、逸早い復興を目指して、平成 23 年 9 月に、「川内村災害復興ビジョン」を策定した。この復興ビジョンでは 4 つの主要課題が示され、復興に向けた事業が実施されたが、平成 25 年 3 月に計画期間を 3 年として、ビジョンに示された 4 つの主要課題を再整理したうえで、復興まで必要な施策を取りまとめた「川内村復興計画」を策定した。

その後、村は、双葉地方の他の町村の帰還・復興の見通しが不透明な状況の中、村の中長期的視点からなる施策の基本方向や施策の体系などを示す「総合

計画（平成 25 年度～29 年度の 5 年間の「第 4 次川内村総合計画」）を策定した。復興計画は第 4 次川内村総合計画の施策、事業と関連して連携を図りながら実施することとなり、復興計画で掲げられたハード面の施設が整備された後の施設運営や活用プログラムの展開などソフト面の施策はより幅広い総合計画がカバーして、実施されてきた。

平成 30 年 3 月には、計画期間を平成 30 年度～34 年度の 5 年間とする「第 5 次川内村総合計画（以下「第 5 次総合計画」という。）」を策定した。

現在、本村では過疎自立促進計画や第 5 次総合計画に基づき、「今を乗り越え、その先へ Go! Beyond!」現状を乗り越え、その先の、大人も子どもも、いきいきと輝くことができる未来に向けて進んでいく、このキャッチフレーズを掲げ、村民が生きがいや誇り（川内プライド）を持てるムラづくりの理念のもと、川内村ならではの資源を活かした新たな農林業の確立と産業づくりを推進し、定住人口・交流人口を増やし、若者をはじめ住民一人ひとりが希望を持って暮らせるような、そして多くの人々を惹きつけるような魅力ある村づくりをめざします。

イ、将来像

持続可能な魅力あふれる村づくりを進めるために、川内村の住民すべてが安心して、自立した生活を送ることができるような環境づくりのため、村内自治の強化に向けた住民との対話を重視しつつ、より良い暮らしの実現に向けた大切な視点として、一人ひとりの健康づくりを進め、子ども、高齢者、障がい者など、様々な立場の人が、健康でいきいきとした暮らしを送りながら、人と人とのつながりを実感できる、生きがいや誇り（川内プライド）を持てる村づくりを住民との協働により進めます。

また、地方創生での重点取り組み事項として、交流人口の拡大、産業振興、生活環境整備を推進することで、移住・定住人口の拡大、特に若者や子育て世帯を増やし、村に活気を生み出すことに努めます。

今後、人口減少や少子高齢化が進んで行く中、新たな活力を求め、地域間競争が激しくなるのは必死で、そのため「選ばれる地域づくり」が必要と考えます。地域資源を活かし、地域の魅力（自然環境の他、住環境の素晴らしさや文化など）を積極的に発信し、選ばれる地域となることが求められていくことに対応していくことを進めます。

特に令和 2 年から全国的に蔓延した新型コロナウイルスの影響で社会・経済事情が大きく変化し、新たな生活様式が求められる中、社会の要請に応えられる生活環境の整備が必要になっており、デジタル化の進展の中、テレワークやリモート会議等社会の要請に対応していく環境整備（情報通信環境の整備等）を進めていきます。

ウ、施策の方向

①村ならではの資源を活かした魅力的な「しごと」づくり

a 観光交流の推進

本村においては、重要文化施設でもある「かわうち草野心平記念館」のほか、集客拠点として平成7年に「いわなの郷」や平成12年に「かわうちの湯」、商業施設である「YO-TASHI」が平成28年にオープンするなど観光関連の施設整備がなされ、年間を通して観光客が訪れるようになりました。

今後は、主力である既存の観光資源をより魅力あるものにするため、ソフト面の充実を図るとともに、アスレチック場やキャンプ場、ワイン醸造施設などハード面も併せて整備することで、多くの家族連れや滞在型の観光客が訪れる観光地となることを目指します。

交流人口の拡大は、最終的には都会と田舎の2拠点居住人口や移住定住人口の拡大に繋がることが期待されます。今後は、震災以降回復してきた交流人口を、より関係の強い「関係人口化」するための施策を打っていくことが重要です。具体的には、交流人口から移住に繋がるまでの状態を、村への関心や関係性の強さに応じて、関心人口⇒交流人口⇒関係人口⇒移住・定住人口（週末移住・永住）に分類し、イベントについても、村民との交流の機会を増やす内容にシフトすることや、さらには、交流を意図した体験型のイベント（グリーンツーリズムなど）を行うことで、関係性を強化していきます。

川内村でも、交流人口の関係性を積極的に深化させ、協力者・支援者など当村のファン・ゆかりのある方の方場である「ふる里かわうち会」を設立していますので連携協力の強化を図っていきます。

b 農林業振興

川内村ならではの資源を活かした新たな農業・地域ぐるみでの農林業体制の確立を考える必要があります。高原野菜の栽培や収穫体験など、農作業そのものを観光の商品とする体験型観光コンテンツの開発を検討し、グリーンツーリズムを推進することで、田舎暮らしの良さを実感してもらうことができます。

自然と農業のコラボレーションが魅力ある観光資源として機能するような事業を推進します。

また、村の大切な資源である森林については、機械化などを進めていくことで、森林の再生と林業の復興を進めていきます。

c 商工業振興

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機とした人口減少や環境変化により村の雇用機会や賑わいが減少しました。一方で、新たな産業として企業立地が進むとともに、工業団地の造成に伴う企業誘致、イベント開催や事業再開など徐々に賑わいが回復しています。このような機会を好機と捉えて、雇用の場を積極的に創出・確保することで住民の地元定着に貢献します。

また、村内での雇用場の創出を目的とした、起業・創業についても積極的に推進できるよう、商工会などと連携し、制度や仕組みの充実を図って

いきます。また、起業家育成についても、推進していくことが重要です。

②交通・通信ネットワークの拡充

a 交通ネットワークの充実

経済や社会活動、あらゆる行動に密接に関わる交通基盤の整備を充実させ、国道、県道、村道、あらゆる交通インフラを効率的に管理します。

b 公共交通の充実

公共交通広域連携の施策として、本村と田村市、小野町を結ぶ路線バスの運行が行われています。住民の移動手段の中で、他市町に通学する学生や高齢となり自動車の運転が困難になった方は、鉄道の無い本村ではバスが主な移動手段として利用されています。

現在、震災以前から通院、通学、買い物など住民生活の拠点として本村と密接に関わりを持っていた双葉郡が復興へ向けてインフラ整備を進めており、平成 30 年 4 月には本村と富岡町を結ぶ路線バスも再開している。

今後もより良い内容での提供がなされるよう、公共交通の運行本数や時間帯など、関係機関、関係団体と随時調整を図っていきます。

c 通信環境の充実

住環境づくりの中で、快適な IT 環境の整備は産業面においても、暮らしの面においても欠かすことができない要素となっており、光ケーブル設置の推進やタブレット端末の有効活用等による生活の利便性を IT の力で向上させます。

③健康で安心して生活できる環境づくり

a 医療体制の充実

村民の医療ニーズに対応するため、川内村国保診療所の医療機能を充実させるだけでなく、双葉地方をはじめとした周辺自治体の医療機関との連携強化を図り、村民が安心して暮らせる充実した医療体制を構築し、健（検）診や健康に関する相談活動を実施することで、適切な医療サービスが受けられる村をつくります。

b 健康づくりの推進

震災以降、家庭環境や生活環境の変化により、生活習慣病の増加や睡眠障害、抑うつ傾向・認知症などの増加により、医療や介護サービスの需要が上がっています。このような状況を踏まえ、村民の健康寿命の延伸健康づくりを促進するための健（検）診受診体制の充実や健康課題の分析に基づく施策を実施し、住民が健康で質の高い生活を送れるような施策を展開します。

c 福祉の充実

高齢化が進行している本村においては、普段の生活から住民同士の助

け合いが欠かせません。村民一人一人がお互いを気に向け、助け合い、できる限り支え合う村を継続させていくため、行政は住民と福祉団体との連携を図りながら、より強く、深い住民福祉ネットワークの構築に努めます。

人口が少ない本村だからこそできる「顔がわかる関係」を活かした信頼できる助け合いの輪を広げ、快適で住みやすい住民福祉活動を官民一体となって構築します。

d 放射線対策の推進

放射線による健康被害に対する不安を払拭するために、放射線講座の開催や健康相談体制を強化し、内外部被ばく検査や甲状腺検査を実施することで長期的な健康管理と不安解消を図ります。また環境放射線量、井戸水、農産物、自家消費野菜などの放射線モニタリングは随時行っており、広報やホームページで公表しています。

e 子育て環境の整備

川内村ならではのコミュニティのふれあいや助け合いを活かしながら、働きながら安心して出産・子育てがしやすい環境や、子供の成長に応じて特色のある教育が受けられる環境を整備することにより、近年増加しているシングルマザーを中心とした「ひとり親世帯」をはじめ、様々な子育て世代に好まれ、選ばれる村づくりを推進します。

また、健診や健康相談体制を強化することで、子育てに関する様々な不安を解消できる環境整備を図ります。

④安心・安全な快適環境の村づくり

a 生活環境整備

村民の生活環境の面では農業集落排水処理施設の維持管理と接続困難地域の合併処理浄化槽設置を促進するなど、地域の実情に合わせた対応を行っていくとともにゴミ処理の効率化、リサイクルの推進などにも積極的に取り組んでいきます。

また、安全な井戸水を確保するために、継続的な水質検査ができる体制の構築を検討し、安全・快適で住んでいる人にも訪れる人にもやさしい村づくり施策を進めます。

b 住環境の整備

村内在住者、移住者の住環境ニーズを的確に把握し、人口ビジョンに基づいた様々なパターンを検討することで、集合住宅、戸建て住宅、宅地造成などの整備を計画的に実施していきます。

また、空き家の利活用施策を推進し、将来を見据えた適切な住環境づくりを図ります。

c 自然・原子力災害対策の推進

原発事故により村外への避難を余儀なくされた経験を踏まえ、原子力災害対応事項を加えた「川内村地域防災計画」が策定されており、この計画の普及啓発を推進するとともに原子力災害時における避難体制の構

築を図ります。

また、近年の異常気象が起因となっている集中豪雨や大型台風による自然災害に対しても関係機関、関係団体と連携体制強化を図り、災害防止策の推進を図ります。

d 消防・防災機能の充実

村民の生命と財産を守ることができるよう、非常時における連絡体制を構築し、村民に適切な情報が迅速に伝わるよう、防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）及びエリアメール活用を推進します。

また、あらゆる場面を想定した総合的な防災対策の徹底と消防団の担い手育成に努めます。

e 交通安全・防犯対策の充実

警察や交通安全関係団体などと連携して、交通事故防止に関する運動の取組を推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢社会の進展や大型車両の交通量が増加したことによる交通環境の変化に応じた対策を講じていくことに努めます。

また、防犯に関しては警察や防犯団体、地域住民との連携強化を図り、防犯カメラを整備するなど監視体制の強化を図ります。

f 新エネルギーの活用

原子力に頼ったエネルギー施策から、地域資源を活かしたエネルギー施策への関心が高まる中、太陽光、風力、バイオマス発電など、再生可能エネルギーに注目が集まっています。

このエネルギーを活かし、地域の暮らしや産業へ還元できるような仕組みづくりを構築していくことで、村の活性化と環境保全を図っていきます。

⑤心豊かな人と文化を育む村づくり

a 教育環境の充実

グローバル社会到来の中で、いきいきと活躍ができるようにするため国際的な感覚を養い、情報に関する教育を深める一方で、小さな村の特徴を活かした少人数制のきめ細やかさと大自然の中で伸び伸びとした教育を実践します。川内村の教育環境は学校行事をはじめ、児童と村民がともに参加する行事も多く、交流する機会は日常的であり、地域に開かれた学校づくりと地域で子どもを育む取組が実践されています。こうした自然豊かな小さな村ゆえの特徴を生かし、村全体を学び舎として村の将来を担う子どもたちを伸びやかにたくましく育てる教育環境をつくります。

また、義務教育学校制度の導入や高校通学支援などを積極的に実施することで教育の魅力化と人材の確保、育成に努めます。

b 生涯学習・社会教育の推進

生活スタイルの多様化や高齢化・余暇時間の拡大により、住民の学習に対する意欲は確実に高まっている中で、生きがいを持って充実した人

生を送れるように、一人ひとりの学習意欲を支援し、生涯にわたって学べる環境を整備します。

c 地域文化の継承

川内村には県指定「虚空像菩薩座像」をはじめ多くの文化遺産があります。私たちは先人達が営々と築きあげた文化と歴史を学習理解し、貴重な歴史・文化財の保存・保護伝承を図りながら個性豊かな地域の芸術・文化を創造していきます。

⑥持続可能な行財政運営と住民と協働の村づくり

a 適切な行財政運営

将来人口の減少に伴う税収減など、厳しい財政状況になることが予測されますが、真に必要な事業については財源を確保し、適時適切に実施していく必要がありますので、柔軟に対応し、効率的で効果を広く発揮する行財政運営に努めます。

今後、限られたリソースの中で行政効率・生産性を高め、魅力的な村づくりを進めていくためには、引き続き行政が担う業務（事業）と民間が担うことで効率性・生産性をより高めることが可能となる業務（事業）とを分担して進めていくことが必要であり、課題の整理等を進めます。

b 連携・協働の村づくり

村民と行政が一体となって村づくりを進めるため、積極的に村づくりに参加できる機会づくりを推進するとともに、質の高い情報の公開や広報の充実をすることで、問題解決への意識の共有化を図るとともに、様々なコミュニティ活動、自治会への支援により、協働の村づくりを推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

○基本目標設定方法

基本目標設定は、第Ⅱ期川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の業績評価指標（KPI）を基本に令和4年から令和8年度の計画期間に実施を予定する事業の成果を想定しながら成果目標として把握可能な数値を中心に基本目標を改定することとします。

○基本目標

目標指標	基準値	目標値
総人口数	2, 040人	1, 951人
2020(令和2)年住基人口を基準値とし、出生率を2030(令和12)年までに1.80、2040(令和22)年までに2.11になるよう段階的に上げ、社会動態が毎年21人(27人(平成27年～29年平均)×80%)増加を目指し、2025(令和7)年には1,951人を目標とする。		

新規移住世帯	1 0 3 世帯	1 3 7 世帯
移住者等用の民間住宅の確保	2 2 戸	5 5 戸
移住・定住支援センター設置	—	1 か所
認定農業者数	1 5 経営体	2 0 経営体
新規就農者（雇用就農含む）	1 人／年	2 人／年
企業誘致による雇用創出 新規雇用	9 社 1 1 3 人	1 3 社 1 5 6 人
交流人口の増加	約 7 万 8 千人 いわなの郷 2.8 万人 かわうちの湯 5 万人	約 1 3 万人 いわなの郷 4 万人 かわうちの湯 9 万人
地域公共交通ネットワーク	復興バス（エゾバ）、移 送サービス	地域公共交通サービ スの提供
村道改良率	6 4. 8 %	6 5. 2 %
村道舗装率	8 3. 0 %	8 3. 4 %
農業集落排水接続率	8 8. 3 %	1 0 0 %
特定健康診査受診率	5 1 %	5 3 %
空き家・空き地バンク登録数	2 件	2 3 件
再生可能エネルギー導入世帯数	5 3 戸 (H25～R2 計)	6 9 戸

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本過疎地域持続的発展計画は、令和 7 年度までの目標達成としているため、令和 7 年度終了時点で P D C A サイクル（策定 Plan、推進 Do、点検・評価 Check、改善 Action）に合わせて評価を行い、村議会や村内 8 地区ある行政区の代表等で構成する行政区長会など各種委員会に報告するとともに村ホームページ等で結果を公表するものとします。

（７）計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方（全体に関する基本方針）

①総量資産の適正化

公共施設を管理するうえでは、その適正な施設保有量が必要となってきます。公共建築物においては、人口減少、年々厳しくなる財政状況、村民ニー

ズ等の費用対効果を踏まえ、施設の維持・集約を図るとし、インフラ資産については、道路、橋梁、公園等の種別ごとに特性を検討し長中期的な視点に基づきながら、展開する事業において必要総量の設定を行い適正化を図っていきます。

②長寿命化の推進

国では、インフラの急速な老朽化に対応するため、平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画が決定されており、この計画でインフラの維持管理・更新等を着実に推進することとされています。

本村においてもインフラ及び公共施設における長寿命化を進めるため、施設の損傷をいち早く判断し軽微な段階において修繕を行い、施設の予防も兼ねながら適切な状態に維持していくことで中長期にわたる安心・安全なサービスを提供し、財政負担の軽減に努めます。

③効率的な管理運営と安全確保

公共施設の管理運営については、大規模改修、除却(解体撤去)、新設建替等の他、維持管理費に係る光熱費等の多額の費用が発生します。この為、年々継続的に必要となる運営費用の効率化を図らなければなりません。特にインフラ資産の削減は行政サービスを停滞させる可能性があるため慎重に検討する必要があります。公共施設は行政サービスを低下させることなく有効に活用することができるよう用途変更や集約、複合化を進める一方で維持管理経費(ランニングコスト)やライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、東日本大震災の経験から施設の安全確保も最優先されるべき事項となっています。老朽化や安全等が確保できない施設については原則として除却を検討し、改修等が伴う場合には耐震診断及び耐震化を必要に応じ実施してまいります。

上記の公共施設等総合管理計画と本計画との整合性については、村が将来にわたり必要な行政サービスを提供するために、過度に公共投資をするのではなく、既存施設の有効活用又は老朽施設等の除却を検討するなど、社会環境の変化や村民ニーズに対応した、施設の維持・集約を図るなどの面で一致しており、計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

本村は、東日本大震災に伴う全村避難も影響して、人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、住基人口の8割が村内で生活を再建しているものの、引き続き村外で避難生活をされる方の6割は子ども及び子育て世帯であり、村に戻らない方の帰還は進まない状況にある。

一方、震災以降、復興関連業務や様々な支援事業等のため、他の地域から来村し、交流・関わりを持つ人々の中から、村に移住して、経済活動や支援活動等に取り組んでいる人も着実に増えてきており、移住者が既存の住民にはなかった視点を持ちながら、事業を立ち上げ、地域活動の担い手となるなど新たな風を巻き起こしている。

今後、本村が地域力を維持させていくためには、地域活動の担い手並びに農業等の基幹産業及び村が推進するワイン事業等、新たな事業の担い手確保とともに、村内の地域課題を解決できる新たな活力の呼び込みが重要であることから、これまで取り組んできた移住・定住促進施策を更に強化する必要があります。

②地域間交流

地域の魅力と活力を高めるためには、地域の資源を積極的に活用する必要があります。また地域の情報を全国に向け発信し、独自性ある村づくりを進めていく必要があります。そして、このような、取り組みを広げ、アピールしていくためには、広域的連携を図りながら互いに分担、補完しつつ一体となって活動していくことが重要です。

また、令和元年9月に策定された「ふたばグランドデザイン」の基本構想の柱の一つである「住んでみたい魅力ある地域づくり」を連携して展開していくことにより交流人口を拡大し、それを村づくりに活かしていくことが必要です。

③ 人材の確保・育成

急激な少子高齢化に伴い多くの地区で持続可能な地域づくりや地域活性化を促すための対策が急務であり、そのためにはその地区に住む人材を確保・育成していく必要があります。

本村では、持続可能な地域づくりのため、地域おこし協力隊制度を活用し、首都圏等からの移住者による新しい発想で地域の活性化や「日本の田舎」特有の魅力を発信し、交流し、交流人口の拡大等に取り組んでいます。

今後は、地域の魅力を伝え、コーディネーターの役割を担うキーパーソンの発掘・育成が重要であり、さらには移住者が地域に溶け込みやすい環境づくりが重要です。

(2) その対策

①移住・定住

移住・定住・地域間交流を促進するには、移住定住促進事業をさらに推進し「人が人を呼ぶ」移住の仕組みづくりを構築するとともに、移住・定住の基盤となる住環境の整備と創業・起業支援などを総合的に進める必要があります。

移住定住促進事業では、川内村移住定住支援センターを**中心に**、子育て世代や働き盛りの方、都会を離れて田舎で新しい生活をおくりたい方などをターゲットとして、移住・定住を図ります。

また、移住・定住の魅力づくりを進め、住環境の整備の一つとして空き家・空き地の流動化を進めます。

②地域間交流

他地域との交流は、人と物の交流とともに、特産品の販売や人材の育成、観光などへ大きな効果をもたらすといった地域活性化を促進する要因があり、村づくりに与えるインパクトは大きいため、積極的に方策を展開していきます。

現在、北海道士別市、茨城県那珂市、福島県小野町などと進めている交流について引き続き実施していきます。

また、「ふたばグランドデザイン」の「住んでみたい魅力ある地域づくり」を連携して展開していきます。

③人材の確保・育成

本村には、交流人口の関係性を積極的に深化させ、「協力者・支援者」として「ふる里かわうち会」を設立していますので連携協力の強化を図っていきます。

また、持続可能な地域づくり及び地域活性化を促すため、地域の魅力を伝え、コーディネーターの役割を担うキーパーソンの発掘・育成を進めるなど、移住者が地域に溶け込みやすい環境づくりを推進する必要があります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域 間交流促進、人材 育成	(1) 移住・定住	ひとり親世帯移住促進奨励 金等交付事業 若者定住促進事業（結婚祝 金支給）	川内村 川内村	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業 ○事業の必要性 近年、地方への移住者が増加する中で、移住・定住の窓口として必要である。 ○事業内容 移住・定住支援センターを設置し、移住希望者に対し様々な行政サービスの案内や無料職業相談所による職の斡旋、空き家等の情報の提供などにより、質の高い移住支援及び情報発信を行い、移住・定住者の増加を促進する。 また、村でお試し移住住宅を設置し、移住希望者に村内の生活を疑似体験していただくことにより、より安心して移住できるよう図る。 ○事業効果 移住・定住者の増加により村の活性化が期待できる。	川内村	
		川内村定住促進化対策新築住宅助成金事業 ○事業の必要性 比較的、低所得層が多い若い世代を中心に定住を促すため ○具体的事業内容 住宅新築費用の一部を補助	川内村	

		○事業効果 安定的な住まいを取得してもらうことにより人口減少に歯止めがかかる 川内村定住促進化対策住宅取得補助事業 ○事業の必要性 人口減少対策と持続的発展の実現を図るため移住定住を促すため ○具体的事業内容 住宅取得費用の一部を補助 ○事業効果 安定的な住まいを取得してもらうことにより、移住定住を促進し、併せて空き家等の利活用を進めることができる	川内村	
--	--	--	-----	--

(4) 公共施設等総合計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

農業については、高齢化の進行と震災によって若い世代が村外に避難していることが要因となって、平成 27 年度国勢調査の結果では農業従事者数が 114 人と、震災前の平成 22 年度と比較すると、91 人の減少となっています。大部分が兼業農家で、経営面積は約 1,120ha、このうち水田は 320ha となっており、主食用米の生産を主としているほか、米政策改革の定着に向け飼料用米やソバ、エゴマも村の主要作物として作付されており、そば麺やエゴマ油に加工され販売されています。

畑については、自家消費野菜のほか、葉タバコ、ぶどう、菜類などの作付がありますが、経営規模は零細で収入は少ない状況となっています。

また、牧草地については再開した9戸の畜産農家が使用しているほか、エゴマ栽培、ワインブドウ栽培に利用されています。今後は、集落での地域農林業のあり方について合意形成を進めるとともに、持続的な地域づくりと収益性の高い経営に向けて、集落営農組織の経営体質の強化を図ることが必要となっています。また、農業への企業参入が増加傾向にあり、参入した企業が地域と連携して継続的に営農活動を展開することが求められています。加えて農業関連企業の村への進出も計画されており、農業者及び法人や集落営農組織と情報共有しながら、本村農業振興の一翼を担うと考えています。さらに担い手や新規就農者の育成・確保のための支援も継続的に行っていく必要があります。

林業については、原発事故によって森林が汚染され、森林所有者の経営意欲の減退や被ばくなどへの不安により林業生産活動が停滞し、また、厳しい職場環境から若い担い手も少なく、森林の荒廃や林業・木材産業へ影響が出ています。このような状況を改善するためには、行政が積極的に森林整備や木材利用についての各種施策を導入し、森林所有者の経営意欲を回復させ、林業従事者や担い手、地域住民の不安を取り除くための対策を講じながら森林整備の充実を図っていく必要があります。

②商工業

商業については、震災の影響で村内の商業機能が崩壊し、平成23年度は皆無となりましたが、平成24年4月に行政機能の復帰と村民の帰還が始まるにつれて、商店などの需要が高まり、一時閉店となっていた店舗が再開しました。また、商業施設がオープンしたことで、多くの村民が生鮮食品や日用品を買い求めており、いわき市、郡山市、田村市など近隣自治体の商業施設に流れていた購買傾向が村内にも移行しています。今後は消費者ニーズを把握した特産品開発や地元での消費喚起、消費拡大のため商品券の発行などにより、観光客を中心として、地元住民にもさらに利用される品揃えや商品構成を検討することが必要です。

工業については、中山間地域で高速交通網からのアクセスが不便など大型工場の立地条件に恵まれず、工業基盤の整備も脆弱なことから縫製工場など、女子労働力型の中小零細工場の立地が見られたものの、景気低迷の中で事業所の撤退などにより近年では従業員数や製造品出荷額は年々減少傾向が続いていました。

このような状況の中で、東日本大震災特別区域法に基づき認定された「ふくしま産業復興投資促進特区」では、製造業を対象に企業立地に対する手厚い支援が行われ、村内に造成した工業団地や縫製工場跡地などへの企業誘致が実現しています。

平成29年6月には、「地域未来投資法」は公布され、福島県においても「地域未来投資促進法基本計画」が、11月に認定されました。川内村に於いても、

浜通りの産業復興の柱となる「イノベーションコースト構想」、今後の地域創生に資する「地域未来投資促進法基本計画」との連携について、検討を進めていくことが必要となります。

中山間地域の本村では、企業立地に適した場所が限定されていることから、土地利用上の規制緩和や手続きのスピード化などにより、進出企業の新規投資に積極的に対応するための産業用地の確保や先行的な整備が必要となります。

③ 観 光

川内村は重要文化財でもある「かわうち草野心平記念館」、天然記念物のモリアオガエルの生息地として有名な「平伏沼」、「高塚高原」などの自然資源に加え、観光集客拠点である「いわなの郷」や「かわうちの湯」のオープンによって、福島県の近隣市町村をはじめ、関東圏からも訪れる日帰り型観光地の傾向が極めて顕著になったといえます。また、毎年村で行われる「天山祭り」「BON・DANCE」「かわうち祭り」などのイベントにより、震災以前は年間約10万人以上の観光入込みがありました。

現在は震災の影響で一時休業を余儀なくされた観光施設なども、平成25年6月には「いわなの郷」、翌年4月には「かわうちの湯」がリニューアルオープンされ、また、新たなイベントとして「川内の郷かえるマラソン大会」が開かれるなど、復興へ向けた取り組みによって、令和元年には年間約7万人近くまで観光入込みを回復しています。

今後は、既存の観光資源を活用した観光ニーズへの対応、日帰型に加えて滞在型をどう伸ばしていくか、観光客一人あたりの消費額をどう伸ばしていくか、今後復興してくる近隣自治体の施設との連携・共存の検討、また土日祝祭日に集中する入込をどう平日に分散させていくか、冬期の利用者の減少をカバーする周年利用のための施策の充実など、転換期における多くの課題があります。

また、最近の観光は物見遊山の観光から体験、学習が重要視されています。都市近郊では得られないもの、川内の高原を活かしたものなど、自然に近い体験型の観光が求められている中で、自然や農業体験などの案内人の養成や体験メニューの充実などの観光コーディネート機能が必要となっています。

平成29年度には、川内村の「村中心地区」「坂シ内地区」が観光特区に認定されたことにより、今後は、観光関連産業の育成、集積にも取り組んでいきます。

(2) その対策

① 農林業

消費者のニーズに合った新品種、新規作物を積極的に導入し、農産物直売所などでの直売や農産物加工施設での加工を充実させ、農作物に付加価値を与え、特産品開発、ブランド化、計画的で生産性の高い経営体を確立し、新規就農者や担い手の農業生産意欲の向上と農業所得の向上を図ります。また、

付加価値の高い農作物を良質な品質を求める市場へ提供するなど、新しい価値の提供を図ることで、TPP で予想される安い海外産農産物の流入とは競合しない、差別化された農産物を作り出すことで、競争力のある農作物づくりを支援します。また、観光交流事業の一環として、グリーンツーリズムを推進し、都会住民との交流を通じ、地域の活性化と遊休農地等の解消を図ります。

林業については、森林内に積極的に林業專業道を開設し、森林整備などの充実を図っていきます。また、林業経営の集約化、機械化を導入するなどして省力化や生産性の向上などを推進し、林業担い手の確保・育成を図ります。また、村内の山林を宅地開発し、定住希望者への分譲地として提供することを検討していきます。

② 商 工 業

商業振興の基本的な方向は地形的条件からも、隣接する他市町村からの購買流入を望むことは不可能な状態にあるので、購買流出を防止し、村内商店での購買率のアップを図ることが重要なことは勿論、原発事故に起因する購買減少にも対応する施策を検討する必要があります。

村の活性化や村民の購買意欲に繋がるような商業施設の建設や、村内を対象とした商品券の発行、また、共同店舗や共同仕入などによる商店経営の体質強化や新規進出商店の参入環境づくりを行い、官民協働による生活サービス事業の可能性を検討します。

工業の経営安定は、地域経済に与える影響は大きく、村民の雇用拡大と所得の向上を図るうえで、最重要課題であることから、既存工業の育成強化は勿論であるが、今後、既存工業や進出企業が社会情勢や構造的な変化に対応するための新規事業及び成長分野への進出・事業転換などに対して税制面や土地貸付などの支援を行い、雇用増大と安定的雇用の環境づくりを推進します。さらには、既存事業者と新規進出企業との連携による販路拡大や経営の拡大について、相乗効果が見込まれる取り組みについて、検討をします。また、若者を中心とした移住者が創業、起業、事業継承ができるサポート体制の充実化を図ります。

③ 観 光

体験型観光コンテンツの検討、特に川内村の資源を活かした「農」「林」は、各種の体験をすることができる貴重な資源であり、一年を通して観光客と住民が交流できる方法でもあることから、豊かな自然を味わう体験のみならず、村の住民との交流により人と人がつながり、心が温かくなるような田舎体験ができる場として、多くの交流人口が生まれる土壌づくりを推進します。それらの推進により、特に村の高齢者の生きがいの場、あるいは活躍の場の創出にもなり、新たな魅力を持った活気あふれる村づくりを図ることが出来ます。

また、観光業に関わる住民の、おもてなしの質の向上のため、サービススタッフの研修教育、インストラクターの人材育成などに積極的に取り組むとともに、近隣市町村と連携しながら体験メニューの開発をはじめとした魅力ある観光メニューのコーディネート機能、誘客のプロモーションの充実を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農 業	農業施設等整備事業	川内村	
		中山間地域等直接支払交付金	川内村	
		多面的機能支払交付金事業	川内村	
		福島県営農再開支援事業	川内村	
	林 業	ふくしま森林再生事業	川内村	
		森林環境交付金事業 (森林整備、森林環境学習推進)	川内村	
		森林整備センター事業	川内村	
	(3) 経営近代化施設			
	農 業	特産品開発事業	川内村	
		流通販売施設		
	(7) 商 業	商工会育成事業	川内村	
	その他			
	(9) 観光又はレクリエーション	福島県観光力づくり支援事業（ガイドマップ作成）	川内村	
		盆ダンス実施補助	川内村	
		かわうち祭り補助	川内村	
		ふくしま恵みPR支援事業	川内村	
		いわなの郷交流施設整備事業（バーベキューハウス）	川内村	

(4) 産業振興促進事項

「過疎地域持続的発展特別措置法」の規定により、過疎地域に指定されている本村では、村内において製造業、情報サービス業、旅館業または農林水産物等販売業の用に供する設備の取得等をした場合、租税特別措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を講じ、設備投資を推進し村内の産業振興を図る対策が必要です。

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
川内村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月 1日から 令和8年3月31日まで	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

なお、各業種共通として、近隣の自治体や関係機関等と効果的に連携しながら事業を実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

- ① 本村のブロードバンド環境については、平成 19 年度には村内全域約 100km の光ケーブルの敷設を行い、都市部と変わらないサービスを受けられる情報通信基盤が確立されましたが、震災以降の復興住宅等の整備や工業団地の造成などにより、平成 28 年度に更なる布設拡大を実施しました。今後は、施設等の更新整備が課題となります。
- ② 地上波デジタル放送については、平成 21 年 9 月に本村の禰宜鉾山に地デジ対応の中継局が完成し、村内の約 6 割は視聴可能となりましたが、本村の地理的要件によって視聴困難な地域が広範囲にわたって存在したことから、全世帯を同じ環境での対応を検討していたところ、上川内地区は電力会社によるアナログ放送共同受信組織が施設を改修して地デジ対応していただけることとなり、残る下川内方面については、村が光ファイバを使った地上デジタル再放送サービスを導入するなどの難視聴対策を行い、平成 23 年 3 月に村内全域の視聴が可能となりました。
- ③ 携帯電話については、ある程度人口のある集落を中心に通信事業者が参入してサービスを提供しているが、夜間人口が少ない集落や主要道路沿線には不感エリア（不通話エリア）が残っているため、今後も不感エリア（不通話エリア）の解消策を講じていく必要がある。
- ④ 行政情報システムについては、今後国から示される自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務を含めたシステム最適化に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- ① 情報通信基盤の付加価値をさらに高めるため、医療、福祉、農業など各分野での更なる活用方法を検討し、人口減少・超高齢社会における快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、雇用の創出、農林業の生産性・所得の向上、担い手の育成、さらに、教育、健康づくり、福祉分野などでの ICT 等の活用を推進するとともに適切に情報通信基盤の整備を進めます。
- ② 携帯電話の通話エリアの拡大については、引き続き携帯電話通信事業者への要望活動を積極的に行うとともに、国等の補助事業等の活用による整備に努める。
- ③ 国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等に基づき、行政事務可視化、分析による事務事業・業務改善の推進、情報連携基盤の構築によるオンライン手続きの導入、テレワークの推進、Wi-Fi 環境の整備などデジタル変革に取り組み持続可能な村づくりを進めます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	通信用鉄塔施設整備事業 (携帯電話不通話地域)	川内村	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	情報通信施設整備運営事業 (地上デジタル再放送サービス)	川内村	
	その他の情報化のための施設	公共施設 Wi-Fi 等情報通信環境整備事業	川内村	
	(3) その他	総合行政情報システム運用事業	川内村	
		業務サーバハウジング事業	川内村	
		行政情報ネットワーク運用事業 (運用保守委託)	川内村	
		新住民情報システム更新事業	川内村	
		住民基本台帳ネットワークシステム事業	川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路の整備

a 国県道

国道 399 号と小野・富岡線は、医療機関や通勤・通学、買い物など、村民の生活を支える重要な基幹道路であり、幅員狭小や線形不良による見通しの悪い区間があり支障をきたしているため、現在道路改良などを行っています。

震災以降、生活圏であった浜通りの地域が避難指示区域となり、住民の

生活圏はいわき市や中通りへと変更を余儀なくされたため、いわき市や中通り方部へアクセスする県道小野・富岡線や県道富岡・大越線の整備、県道吉間田・滝根線は車両のすれ違いが困難な箇所が多く、早期整備促進が望まれています。

また、主要な村道については、住民の生活道路として、より安全に便利に利用できるよう計画的な維持改良を進める必要があります。

b 村 道

村道は102路線で、その延長は120.0km、舗装率は83.0%となっており、村内の集落間を結ぶ重要な生活基盤であることから、舗装率の推進を図る必要があります。また、橋梁の架け替えや長寿命化工事などを行っていく必要があります。

c 農 道

農道は、13路線で14.189kmあり、舗装については生活道路や幹線農道を優先的に整備し、舗装率96.5%と、比較的高い値を示しているが、生食ぶどうやワインぶどう、施設イチゴなど新たな作物なども導入され、農産物輸送における荷傷み防止などの観点からも、未舗装区間の整備を検討していく必要があります。

d 林 道

林道は全体で34路線、105.7kmで、森林1haあたりの林道延長は8.9mとなっています。今後も、森林整備や森林資源の有効活用を図っていくために、林道等路網整備が必要となっています。

e 橋 梁

平成25年6月の道路法改正に伴い策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年に1回の安全性・耐久性診断点検調査を実施していますが、その結果損傷等が確認された橋梁が多数存在しています。

点検調査に係る経費や維持・修繕、架け替え工事等に多額の経費が必要であり、財政圧迫の要因ともなっている。

②公共交通

公共交通は、地域の産業、経済、文化の発展を大きく左右し、住民生活の基盤となる重要な役割を果たすものであることから、地域の実情にあった交通体系として効率的に運航していくことが重要となっています。

本村の公共交通の現状は、本村と田村市、小野町、富岡町を結ぶ3つの路線バス、村内を運行する「スクールバス」、「診療所送迎バス」、個人企業（メガソーラー売電収益による）が運行する「復興支援バス（無料）」があり、国の交付金事業による「外出支援バス」（利用者が限定）によって構成されています。

路線バスは、高校生の通学、高齢者など交通弱者の村外への通院や買い物等のための村内唯一の公共交通機関として利用されていますが、運行本数や運行ダイヤの関係から利用しにくいなどの声があり、復興支援バスは村外ま

での運行要望や外出支援バスは利用対象者の拡大などの要望がある。

今後は、外出支援バスに対する、交付金の終了を見据えて、これらの資源を活用しながら上記要望も考慮した、新たな公共交通体系や受益者負担等、事業の在り方について検討が必要である。

(2) その対策

①道路の整備

a 国県道

国道 399 号と県道小野・富岡線、県道富岡・大越線の整備、県道吉間田滝根線は早期完成に向けて促進します

b 村 道

主要幹線路の幅員拡張、歩道整備、橋梁の補強、路面整備など、必要な整備を進め、生活環境整備の一環として安全、且つ快適な生活空間となるよう改良を推進します。

c 農 道

農業生産性の向上と機械化による省力化、作業用機械の搬入出、生産物の搬出などが安全かつ円滑にできるように維持補修作業について、住民参加の協働の村づくりの観点から、実施方法等について検討します。

また、定住環境の改善を推進するため、舗装などの整備を推進します。

d 林 道

森林整備や森林資源の有効活用、定住環境の整備を推進していくため、計画的に整備を進めて行きます。

また、作業用機械の搬入出、生産物の搬出などが安全かつ円滑にできるよう村民協働による維持補修作業の実施方法等について検討します。

e 橋 梁

橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行い、緊急性の高い橋梁から優先順位を定め、適切に補修修繕を行うとともに、交付金等の引き上げなど支援を要望していく。

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	村道維持補修工事 村道 戸毛ノ森・日山線 L=200.0m W=4.0m 村道 後谷地・碓ノ沢線 L=50.0m W=3.5m 村道 下原・後谷地線 L=200.0m W=4.0m	川内村	

		村道 小山平・早渡線 L = 250.0m W = 4.0m 村道 万太郎橋・平伏沼線 L = 500.0m W = 3.5m 村道 宮渡・小笹目線 L = 2,000.0m W = 3.5m 村道 宮ノ下・石崎線 L = 200.0m W = 4.5m 村道 熊越南・田ノ入線 L = 1,500.0m W = 3.5m 村道 熊越・田ノ入線 L = 200.0m W = 5.5m 村道 宇津川・沼潟・荻線 L = 500.0m W = 3.5m 村道 荒宿・北川原線 L = 200.0m W = 4.5m 村道 田ノ入・貝ノ坂線 L = 4,000.0m W = 4.0m 村道 五枚沢・貝ノ坂線 L = 200.0m W = 4.5m 村道 宇津川・糠塚・手古岡線 L = 200.0m W = 5.5m 村道 毛戸川・吉野田和線 L = 50.0m W = 6.0m 村道 宮渡・町分線 L = 2,000.0m W = 6.0m		
		村道改良工事 村道 続滝・大平線 改良工事 L = 20.0m W = 5.5m 村道 前谷地・三小線 改良工事 L = 50.0m W = 3.5m 村道 久保・三合田線 改良工事 L = 370.0m W = 4.0m	川内村	
		村道橋梁補修工事 村道 前谷地・三小線 渡橋 L = 14.2m W = 4.7m 村道 下原・後谷地線 前谷地橋 L = 21.3m W = 6.6m	川内村	

		村道 大根森・子安川線 子安川橋 L = 18.07m W = 4.46m 村道 万太郎橋・平伏沼線 6 1 号橋 L = 12.6m W = 4.15m 村道 宮ノ下・石崎線 宮ノ下橋 L = 54.4m W = 4.8m 村道 宇津川・沼潟・荻線 手古岡橋 L = 51.2m W = 6.2m 村道維持工事（村内一円）	川内村	
	(2) 農 道	農道維持補修工事 農道改修工事 長網線 外 12 路線 L = 14,189m	川内村 川内村	
	(3) 林 道	林道舗装事業 田ノ入線 L = 1,000m 吉野田和線 L = 1,000m 林道維持補修事業 生活林道立木伐採委託 村内一円 林道橋梁修繕工事 小猿合・万太郎線 6 橋 林業専用道整備工事 林道バク支線 L = 1146m	川内村 川内村 川内村 川内村 川内村	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	路線バス運行事業 (地方バス路線運行費補填) ○事業の必要性 村外へ通学・通院する自身での移動が困難な学生・高齢者等への公共交通手段の確保 ○具体的事業内容 路線バス運行費への欠損額の補填 ○事業効果 安定的な公共交通手段を確保することで活動範囲が広がり通学・通院手段の確保や交流が活発になる。	川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備、交通手段の確保については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道

本村は、山間地にあり自然的、環境的条件にも恵まれ水源の確保は比較的容易で井戸水・湧水・沢水などの自家用水道となっており、県内 59 市町村の中で唯一水道事業がありません。

水道事業については、過去に計画樹立された経緯がありますが、地下水等の汚染に関心をもつ必要がないほど、良好な水環境が保たれていたことから、当時は各家庭の井戸水で十分生活可能であったので、事業化するには至りませんでした。

しかし、原発事故が発生し、沢水や湧水を飲料水に利用していた世帯が汚染の不安等を訴えたことから、井戸さく井補助金を交付して深井戸に切り替わり、ほぼ全世帯が井戸による自家給水となっています。

相双保健福祉事務所による地下水の検査では、飲料水として適しているという結果が出されましたが、環境の変化、更には産業の振興に伴う水質変化など、安心・安全とはいえない状況にあります。

②下水道

農業集落排水施設については、村内に 2 処理施設を設けて処理を行っていますが、事業エリアは住宅密集地に限られていることからエリア外の住宅を対象とした合併処理浄化槽の整備促進を進めていく必要があります。また、農業集落排水事業については、公営企業会計の適用が急務となっています。

③ごみ

本村でのごみ処理については、双葉地方広域市町村圏組合で対応していますが、ごみの増加により最終処分場における埋め立て残余容量の逼迫や、ごみ焼却に伴い発生するダイオキシン類による環境汚染問題など、さまざまな課題を抱えている現状です。

一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理については、双葉地方広域市町村圏組合によって実施しており、広域的に収集・処理及びリサイクル等を実施しています。

また、不法投棄対策については、巡視員による不法投棄監視パトロール、ポイ捨て防止啓発及び回収に取り組んでおり、必要に応じて啓発看板の設置等を実施しています。

今後の問題点として、不法投棄が後を絶たず、監視の強化と防止の啓発を更に推進する必要があることと、高齢化に伴い高齢者単身世帯の増加が進むと、自力でのごみ分別や排出が困難となる住民の増加が予想されることから、公的な支援策について検討する必要があります

④消 防

本村の消防体制は、常備消防が村内に置かれている双葉地方広域市町村圏組合による富岡消防署川内出張所（7 名）と非常備消防として川内村消防団本団と 4 つの分団、団員 87 人（機能別団員含む。）（令和 3 年 4 月 1 日現在）となっております。

消防団については、東日本大震災の避難等人口の流出や集合構造の変化等に対応するため、定年の延長や平成 30 年度には組織の再編を行い、10 分団制を 4 分団制に再編統合し、更に令和 2 年 4 月からは消防団員 O B などの機能別消防団員制度を導入したところです。

消防車両の車庫や詰所、消防車両や資機材の年数経過による更新も求められています。

地域防災体制については、関係機関と連携した防災訓練や消防水利の充実を図っており、平成 30 年度には防災マップを従来のものから更新しました。

近年、大型台風や地震等の大規模災害が多発しているため、地域ぐるみの防災意識の高揚や自主防災体制の育成を図るとともに、あらゆる災害を想定した予防対策事業や応急体制づくりを強化していく必要があります。

⑤公営住宅

本村では、従来、持ち家世帯が大部分で、親と後継者との二世帯同居が一般的な形態となっていたが、大震災による避難生活等によって世帯分離の割合が高くなっており、これと共に、二男・三男等の住まいの確保や移住・定住の促進による過疎からの脱却が課題です。

本村の住宅実態は、震災前からあった村営住宅 28 戸、若者定住促進住宅が 16 戸、震災後に建設した定住促進アパート 2 棟 14 戸、更に大震災による原子力災害避難区域等にある住民の帰村のための住環境を整備した災害公営住宅 25 戸、村内に設置された避難者用仮設住宅を県から譲渡を受けて改修した定住促進住宅 25 棟 50 戸、避難先の郡山市の P C パネル工法による 2 階建て仮設住宅を村内に移設した地域振興住宅 1 棟 14 戸、令和 2 年度に建設した子育て世帯用の再生賃貸住宅 10 戸、合計 157 戸の住宅を管理しているが入居状況は飽和状態にあり、村外からの移住希望者等のニーズに応じきれていない状況にあります。更には、高齢化が加速する中、高齢者世帯や奥地の独居高齢者が共に支え合い安心して暮らせる、高齢者対応型の住宅を基幹的集落に集

約化する必要があります。

今後は、老朽化した住宅については、大規模改修や建て替えなども検討していくことが必要です。

村内における民間アパートなどの賃貸住宅が少ないことから、村外から村内企業へ通勤している若者等の定住を推進する仕組みが必要になっています。

⑥空き家・空き地

大震災以降、村外で生活を再建する村民も多く、空き家・空き地が増加しています。

空き家等が放置され、管理不十分な空き家等は、防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観の保全などの面から村民の住環境への悪影響が懸念されています。

(2) その対策

①上水道

井戸水や湧水など自家給水に頼らざるを得ない現状から、山林の水源涵養機能の保持をはじめ、生活排水を適正に処理し、水質汚濁等を予防するなど、環境衛生に努めるよう、意識啓発を図ります。

②下水道

農業集落排水地区については、積極的に集落排水への接続を推進し、事業エリア以外の地域にあっては、合併処理浄化槽の普及率の拡大を図るため一層の事業推進を図ります。また農業集落排水事業の法適化に備え、体制整備に取り組みます。

③ごみ

一般ごみについては、ごみの構成要素が多様化・複雑化しているため、適切な処理が行われるよう、収集体制やごみステーションの設置などを随時見直します。また、高齢世帯へのごみの分別・排出に係る公的な支援の検討、適切な廃棄物処理のルール徹底を図ります。

不法投棄の取締りについては関係機関との協力により、不法投棄のパトロールの強化に努めます。また、不法投棄の根絶に向けて、住民に対して意識啓発を図ります。

④消 防

火災や災害に迅速かつ適格に対応できるよう消防団及び婦人消防隊、広域消防等の関係機関の連絡を強化し、消防組織及び救急活動の充実を図ります。

1) 消防体制の充実強化

①消防団活動の活性化

常備消防と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練の充実を図っていきます。また、消防団員の確保をはじめ機能別消防団員の人員確保に努めます。

②消防力の充実

老朽化している消防車両の車庫や詰所、消防車両や資機材について、更新計画により整備し、消防力の充実を図ります。

2) 地域防災体制の強化

①防災意識の高揚

防災マップを活用し、住民に対する説明会の開催や危険個所の周知を図り、防災意識の高揚に努めます。

②防災訓練・避難訓練の定期的開催

防災訓練を定期的に開催し、多くの住民の参加を呼び掛けます。また、職員による避難訓練も定期的に実施し、日頃からの防災意識を高めます。

③避難行動要支援者対策の強化

ひとり暮らしの高齢者や障がい者等、優先度の高い避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画を作成し、避難方法や避難所生活での支援体制の強化を図ります。

⑤公営住宅

本村の豊かな自然景観や、歴史的・文化的景観は多くの村民が親しみや愛着を抱えていることから、このような自然景観を活かし、のどかな山村風景を破壊することなく、計画的に住宅需要を充足し、定住人口の拡大を図り快適な居住環境の整備を推進します。

村営住宅については、それぞれの目的に沿った管理運営が図られるよう、そして維持管理戸数が増加したことから良好な維持管理を行うため、民間委託等の方法を検討していきます。

また、老朽化した住宅については、村公営住宅等長寿命化計画に基づきに大規模改修や建て替えを検討していきます。

⑥空き家・空き地

地域住民の安心・安全を確保するため、また移住・定住、二地域居住などを推進するため、村内の空き家等の実態を把握し空き家台帳を整備するとともに、所有者に対して空き家の適正な管理を促し、空き家バンクへの登録件数を増やし、空き家等の有効活用を図っていきます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水施設等改修事業 (村内一円)	川内村	
		公営企業会計の適用	川内村	
	(5) 消防施設	有蓋防火水槽整備事業	川内村	
		防火水槽設置		
		消防車両（ポンプ車）更新事業	川内村	
		消防車両更新		
	(6) 公営住宅	消防団屯所整備事業	川内村	
		村営住宅整備事業 住宅建設	川内村	
		村営住宅整備事業 造成工事	川内村	
		村営住宅建設事業(高齢者住宅)	川内村	
		村営住宅整備事業 改修工事	川内村	
	(8) その他	放射能簡易食品検査事業	川内村	
		鳥獣捕獲事業（猪捕獲処分補助）	川内村	
		第7区集会所整備事業	川内村	
		合併処理浄化槽設置整備事業	川内村	
		充電スタンドの整備	川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と課題

①子育て環境

- ・子育てトータルサポート

本村では、少子化や世帯分離による核家族化が進むなか、妊娠期から子

育て期にわたり切れ目のない子育て支援サービスへの需要が高まっています。子育てしやすい環境を整えるため、子育て支援ボランティアの育成、放課後活動の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減など、地域における子育てサポート体制の拡充が求められています。

- ・子育て環境の充実

子供が年間を通してのびのびと遊べる公園、緑地が限られており、遊び場を求めて村外へ出かける方も少なくありません。

また、中学校卒業以降の進学については、村外の高等学校等へ通うことになるため、高校通学のための交通費や大学進学先での生活費など、都市部に比べて保護者の経済的負担がより大きくなっています。

- ・保育環境の充実

令和3年に、義務教育学校川内小中学園と同じ敷地内に幼保連携型認定こども園「かわうち保育園」を開園し、新しい園舎での運営を行っています。

少子化の進行に伴い、子どもの数は減少を続けており、将来に向けた安定的な運営の維持が困難になることが予想されます。

また、核家族化や共働き家庭の増加など社会的環境の変化により、保育利用に対する需要は高い状況にあり、多様化する保育ニーズへの対応が求められています。

イ 高齢者の保健福祉

- ・高齢者の社会参加と支え合い

本村では、人口が減少傾向で推移しているなか、65歳以上の高齢者人口では、平成28年10月現在1,791人に対し令和2年10月では1,946人となり、高齢化率も32.8%と増加し3人に1人が高齢者となっています。

高齢者の生活向上を目指して、住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域支援サービスの提供に加え、地域住民やボランティアなどで支え合う仕組みが必要であり、地域で支え合う社会づくりが求められています。

また、高齢者が社会参加できる環境づくりも重要になっています。

- ・高齢者の生活不安解消

これまで自動車で移動していた方が、高齢のため運転免許証を返納するケースが増加しており、今後買い物や通院、他者とのコミュニケーションを維持する等のためにも、交通手段の確保が求められています。

ウ 成人の保健福祉

- ・医療ニーズの多様化と体制の充実

健康増進計画「健康かわうち21計画」に基づき、各種健診等の保健事業を実施していますが、以前よりがんや心疾患等の死亡率が県平均よりも高いことから、がん、高血圧、糖尿病等の生活習慣病等の一時予防、重症化予防に取り組む必要があります。医療ニーズも急速に多様化していることから地

域医療体制の充実を進める必要があります。

- ・医療抑制と健康管理の意識醸成

令和2年国保疾病分類統計から本村の医療費状況をみると、外来受診1回あたりの医療費が県内でも高額な傾向にあります。定期的に医療機関を受診し、医療による関わりが構築されている一方で、医療機関を受診する前の生活習慣病予防の周知が重要となっています。「自分の健康は自分で守る」という村民の意識を高めるためにも各種検診の推進や保健指導の充実が重要です。

- エ 母子保健・福祉

少子化や核家族化が進行している中で、子育て家庭の育児不安や負担感の増加が課題となっています。子育て負担や育児不安からの孤立化を防ぎ、地域全体で切れ目のない支援をする必要があります。

- オ 障がい者の保健・福祉

障害者手帳を所持しているが、生活や就労面で課題を抱えていても声に出せない方が潜在的に存在しており、障がい者、障がい児ともに将来の進学、就職や普段の生活の支援に不足が生じないように、適切な進学・就労のアドバイスや障がい福祉サービスの利用に繋ぐ必要があります。

(2) その対策

- ア 子育て環境

- ・子育てトータルサポート

子育て世代包括支援センターにおいて、きめ細やかな相談支援を行い、母子保健サービスや子育て支援サービスを一体的に提供できるよう努めます。

人口増加と活力ある村づくりを推進するため、出生児を祝福して祝金の支給、小学校入学時に子育て支援金を支給することで、次代の社会を担う児童の健全育成を図ります。

放課後児童クラブによる健全育成、放課後こども教室での児童の預かり支援など、子育て環境の充実を図り、子育てと仕事を両立できる環境づくりを促進します。

- ・子育て環境の充実

すわの杜公園、緑地を整備し、子供たちが通年活動出来る場所を確保します。また、高校等に通学する高校生を対象として、交通費の支援を行います。

- ・保育環境の充実

集団生活や体験活動を通して子どもの感性を豊かにするとともに、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育環境を充実させていきます。保育の充実を図るための施設・設備等の整備や時代のニーズにあった保育の提供、子育て世代支援のための様々な取組を進めていきます。

- イ 高齢者の保健福祉

- ・高齢者の社会参加と支え合い

地域サロン等での交流活動、生活支援相談員等における地域での見守りなど、高齢者の生きがいつくりと社会参加を図ります。

各種保健サービスの提供と介護保険サービスの充実、はつらつ教室等における運動など、高齢者の介護予防と健康づくりを支援します。

医療と介護の連携及び生活支援サービスの充実を図り、高齢者が在宅において自立した生活ができるよう生活支援を図ります。

認知症を予防する取り組みや、認知症を進行させないための支援、家族と自宅で生活を送れるように、統合的な認知症対策の充実を図ります。

高齢者に対して、医療・福祉・介護が包括的に関わることができ、地域社会全体で支えあうネットワークやシステム等の福祉基盤を強化に努めます。また、福祉の核となる施設の改修を行い、安心安全に利用できるように努めます。

ウ 成人の保健福祉

・医療ニーズの多様化と体制の充実

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、健康を支え守るための社会環境の整備、災害対応に配慮した健康づくり等を重点に置き健康づくりを推進していきます。

・医療抑制と健康管理の意識醸成

病気の早期発見・早期受診のために、各種検診の受診を継続的に促すとともに、重症化しないための生活習慣の改善に重点を置いた取組が必要です。

エ 母子保健・福祉

子どもを安心して産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目のない支援をします。特に個人の状況に応じたきめ細やかな保健サービスの提供をする必要があり、保健師、栄養士の支援のほかに、福島県助産師会への委託により、妊産婦に対するより専門性の高い助産師による妊産婦の訪問や、産婦及び乳幼児への産後ケアの充実を図ります。

オ 障がい者の保健・福祉

障がいのある方が気軽に相談出来る環境を整えることが大切であり、相談支援事業を充実させ、現在困っていることや必要としているサービスを把握し、適切な障がい福祉サービスの利用を促すことで、安心安全な生活や将来の就労等につなぐ手助けをします。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増	(3) 高齢者福祉施 設 (8) 過疎地域持続	社会福祉協議会への助成 デイサービスセンターボイラー改修事業	川内村 川内村	

進	的発展特別事業 その他	出産祝い金 ○事業の必要性 子育て家庭の支援と活力ある村づくり を推進する必要がある。 ○具体的事業内容 出産祝金を支給する。 ○事業効果 次代の社会を担う児童、生徒の健全育 成及び資質の向上に資することができ る。	川内村	
	(9) その他	後期高齢者健康診査委託 重度身障者医療支援 障害者自立支援 施設入所者扶助 老人保護措置費 地域生活支援事業 在宅障害者支援費	川内村 川内村 川内村 川内村 川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本村には地域住民の健康を守る唯一の医療機関として、国民健康保険診療所（内科部門・歯科部門）が設置されています。

内科診療の経営においては、内視鏡検査機器やX線テレビ、超音波診断装置などの医療機器が整備され、予防医療・早期発見に貢献しています。

当村の診療所では他医療機関より専門医の派遣を受け、平成24年4月から心療内科を月1回（毎月第一水曜日）、同年5月から整形外科を月2回（現在は毎週火曜日午前のみ）、同年9月から眼科の専門医療機器導入整備を行い、月1回（現在も同じく午前のみ）、専門医師による内視鏡検査は月1回行い、村内の医療体制拡充を図り医療の提供を行っています。

診療体制を拡充したことから、電子カルテを平成25年6月中旬から導入し、他診療科との情報を共有させ、検査や調剤のデータも1つに統制・管理し業務をスムーズに行っております。電子カルテは一目で患者の調剤内容確認や、複

数の診療科での重複調剤もチェックすることができています。

今後の問題点としては、専門医師確保は村復興への大きな課題となってきます。常勤内科医師や歯科医師の確保はもちろん、双葉郡の復興までは他医療機関より専門医派遣を依頼し、安全で安心出来る医療サービスの提供を行っていく必要があると考えます。

(2) その対策

双葉郡内の復興までは、引き続き他医療機関より専門医の派遣を受け、村民に安全安心の医療サービスの提供を行っていく必要があります。

また、川内村国保診療所は、併設されている保健センター、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、地域包括支援センター等との連携を図り、住民により良い医療・介護が提供できるよう整備します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療施設管理運営事業(内科・歯科・専門 医師委託) 医療機器の整備	川内村 川内村	
	患者輸送車	患者輸送車両購入	川内村	
	その他	医師確保のための環境整備として、医師 住宅の維持を図る。	川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本村においては、近年の少子化により児童・生徒数は年々減少し、それに伴い学級数も減少し単式学級の維持が困難な状況となっており、特に東日本

大震災による避難によって生徒数が激減したため、こうした状況が顕著となっています。

令和3年4月、義務教育の9年間を連続的、系統的に学べる義務教育学校「川内小中学園」が開校し、その敷地内に幼保連携型認定こども園を開設して、相互の教育課程を連携させることで、15年間を通して「復興に関わり・世界で活躍できる・たくましく・しなやかな人材」を育成するものです。さらに、円滑な教育体制の系統づくりのため前期課程における教科担任制の導入や後期課程生徒の主体性や協働性、創造性を育むために教科センター方式を採用しております。また、特別教室や新設した地域文化伝承教室等を活用して、放課後児童健全育成事業や学習塾、ピアノ教室などによる学習支援や生涯学習講座等の実施など、学校は子供とともに大人も学べる「知」と「交流」の拠点として整備しました。

加えて、GIGAスクール構想に基づくタブレット機器導入等によるICT教育の推進により、児童生徒一人ひとりにあった学習の補助や、デジタル化に対応した教育を支援していきます。

教職員等については、学級数に基づく教員以外に復興加配等による配置やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、外国人語学指導助手、学習支援員、ICT支援員などの人材を配置しているが、経費負担が大きいため国県補助事業及び財源確保の動向を見極めながら経費圧縮等も検討する必要があります。

児童生徒の通学には、スクールバスを運行し、児童生徒の通学に伴う利便性向上につなげていきます。

②幼児教育

幼児教育施設は、義務教育学校と同じ敷地内に同年4月幼保連携型認定こども園「かわうち保育園」として開園し、新しい園舎での運営を行っています。

子育て環境の充実により、0歳児からの入園希望があり保育士の確保が苦心をしていますが、今後の少子化に伴う子ども数の減少等、将来に向けた安定的な運営維持が困難になることが予想されます

③社会教育

大震災を経て、過疎化・高齢化社会を迎える中、生きがいつくりや自己実現、地域の課題解決のために生涯学習の果たす役割は重要ですが、少子高齢化や情報化社会の進展など社会環境の急速な変化により、学習課題も高度化・多様化しています。1人ひとりが自ら学び、活動し、充実した人生を送り、地域社会で支える環境づくりが求められています。

④社会体育

現在、村の体育施設としての体育センターや総合グラウンド、テニスコートを管理しているが、県道の改良工事によりテニスコートの移転が求められている。

今後、施設の利用促進と維持管理において計画的な修繕・改修が必要です。また、村体育協会やスポーツ推進員などの関係者が一体となり、地域のスポーツ活動や健康・体力づくり、そして生きがいつくりの場を提供するために活動

しています。

(2) その対策

①学校教育

子どもたちが安心して学べる環境づくりのため、教育環境の充実を進めていきます。特に、教材備品や人材配置、地域と連携した開かれた学校づくり、通学対策など多種多様な取組みを総合的に進めていきます。

②幼児教育

子どもの感性を豊かにし、集団生活や体験活動を通して義務教育への円滑な移行が図られるよう幼児教育環境を充実させていきます。幼児教育の充実を図るための時代のニーズにあった保育の提供、子育て世代支援のための様々な取組みを進めていきます。

③社会教育

生涯学習推進体制の整備や、関連施設の充実とともに、住民の学習ニーズを常に把握し、特色ある学習機会の提供を図るため、多様な分野において指導者の確保に努めながら、若年層や中年層の学習機会の更なる充実と、総合的な生涯学習の環境づくりに努めます。

④社会体育

廃校となった中学校の体育館など、施設や設備の老朽化に対応しながら、有効活用を図ります。

さらに、テニスコートを移設して利用促進に努めるとともに、総合グラウンドの充実を図り、住民のニーズに合わせ創意工夫し、柔軟に対応できる環境づくりに努め、新たな指導者の発掘と育成を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 その他	帰村児童学習支援事業	川内村	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	語学指導支援事業 ○事業の必要性 語学教育や国際理解教育の向上を 図るため ○具体的事業内容 外国語指導助手を配置する	川内村	

	生涯学習・スポーツ	○事業効果 学力向上につながる 川内の郷かえるマラソン大会 ○事業内容 スポーツの振興と健康増進、地域の活性化のため開催するかえる川内マラソンの実行委員会への補助金。 ○事業の必要性 住民が主体的に取り組むマラソン大会であり、村の唯一の大会でもあるため、大会の継続と地域の活性化のためには支援が必要である。 ○見込まれる事業効果 毎年 1,000 名を超える参加者があり、住民との交流を促進し、地域の活性化に寄与する。	川内村	
	基金積立	村民プール施設運営事業 ○事業の必要性 村民や帰村者、高齢者の健康増進を図るうえで本プール施設の運営が必要である。 ○具体的な事業内容 村民プール施設管理運営を指定管理より実施する。 ○事業効果 村民や帰村者、高齢者の健康増進を図り、本事業の実施によって幅広く観光客等の利用も見込ながら持続的促進を図っていく。また計画期間以降も基金を活用し施設運営を図る。	川内村	
	(5) その他	学校給食費補助事業 ○事業の必要性 学校給食を通し安定的に食育事業提供するため ○具体的事業内容 保護者の給食費の負担額を支援する ○事業効果 子どもたちの安全安心、子育て世代の支援につながる	川内村	

--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

①居住地の確保

高校、大学を卒業した若年層が地元に戻らないまま他の地域で就職することとで故郷と疎遠になり、地元に住んでいた両親の施設入所や死去により空き家になるケースや生活様式の多様化により、親との同居を望まない若年層が家を建てる際、より生活が便利な村外に流出してしまうケースが増加しています。

また、地域の課題として行政区へ加入しない方が増えており、転入者であれば元々地域と疎遠であることや、地元で生活している人の中でも生活困窮により地域との付き合いに手が回らなくなるケースが目立ってきています。

②協働のむらづくり

少子高齢化に伴う急激な人口減少、生活様式・就業形態の多様化により、地域での人間関係の希薄化が進み、地域コミュニティ活動の継続が一層難しくなっています。その為、以前は地域で解決することができた問題も解決することが難しくなっており、若年層の都市部への流出を抑え、地域の担い手を育成していく必要があります。

また、震災後行政への依存が高くなり、既存の参画方法にとらわれない新たな「協働のむらづくり」の姿を検討・検証していくことが求められています。

(2) その対策

①居住地の確保

空き家・空き地バンクの積極的な利活用や、新築住宅に対する助成を行うことにより、移住・定住の推進や村内居住者で住む場所を検討している方の受け皿を目指します。また、地域の空き家の利活用により、移住定住の促進を図ります。

②協働のむらづくり

個性豊かな魅力ある地域づくりのために、行政区や各種団体等が行う自主的・自発的な活動を支援することにより地域活性化を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	空き家等利活用事業 村が空き家を借り上げ改修した上で村 営住宅として建物を貸し出す 空き家改修等及び除却補助事業 一定要件を満たす空き家の改修・除却 工事費用に対し、補助金を交付する 空き家等取得補助事業	川内村 川内村 川内村	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

（１）現況と問題点

① 文化財

文化遺産は、先人から受け継いだ地域の共通の財産であり、次の世代へ確実に継承し、伝えていくことが重要であります。近年の生活様式の変化等後継者の不足により失われつつあるものもあり、伝承・保存が課題となっています。

② 芸術文化

川内村芸術文化団体連絡協議会を組織し、文化活動の振興と各種文化団体の育成に努めており、住民の文化活動を発表する場として発表会を開催していましたが、大震災以降、過疎化や高齢化も相まって会員数の減少や指導者不足が深刻な課題となっています。

（２）その対策

① 文化財

川内村文化財保護条例に基づき、指定や管理を行い所有者や管理者、保存会等の活動を支援しながら、地域の伝統文化の保全継承と進行に努め、子どもたちへの文化意識の高揚と後継者育成のため、地域ぐるみの文化財保全継承と普及を図ります。

② 芸術文化

住民のニーズを把握し、優れた音楽や演劇などを鑑賞できる機会の充実を図り、豊かな感性を養いながら地域文化の振興に努めるとともに、文化団体と連携し、活動の再開や育成強化を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化の保存伝承事業 村内の伝統文化保存伝承に対する支援。伝統文化の後世への保存継承、後継者の育成 ○事業の必要性 次世代へ確実に継承し伝えることが重要であるため ○具体的事業内容 保存会の活動支援 ○事業効果 文化遺産の伝承・保存ができる	川内村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

2015年に国連サミットで採択されたSDGsは持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標であり、世界的に「再生可能エネルギー」の導入を積極的に推進している状況であり、日本においても令和2年10月に国会で内閣総理大臣が2050年までに脱炭素社会の実現を宣言したところです。

グリーン投資の更なる普及による脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入及び普及拡大は、地球温暖化が危惧されている現在では喫緊の課題となっています。

①再生可能エネルギー利用と普及

村の公共施設では、東日本大震災前には旧川内小学校にOMソーラーや川

内の湯の熱源としてバイオマスボイラーを導入しましたが、村内立木の放射能による汚染の問題からバイオマスボイラーは稼働を中止しているところですが、令和 3 年 4 月開所した「かわうち保育園」では冷暖房に地中熱を利用しています。

また、村内には震災以前から風力発電所 2 か所が稼働しており、震災後は村所有の遊休地約 106 ㌔に太陽光発電施設約 63.7MW の誘致を行ってきました。

一般世帯については、災害にも対応したエネルギー確保の関心は高まっており、各戸単位のエネルギー対策としてソーラーパネルを設置する家庭も少しずつ増えています。

②再生可能エネルギーと利用普及と景観の保持

再生可能エネルギーの利活用が重要視されていますが、本村の景観や豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことも求められており、どのように共存するか課題となっています。

(2) その対策

①再生可能エネルギー利用と普及

- ・一般世帯については、再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備導入に係る設置補助を行い電力の確保を行います。今後は、自家消費を進めるため蓄電設備の補助も検討していきます。
- ・本村の公共施設についても、豊かな自然環境の保全と地域資源の有効活用を図るため、再生可能エネルギーや新エネルギー設備を自ら積極的に導入するとともに、設備等の導入に対して助成を行います

②再生可能エネルギーと利用普及と景観の保持

本村を訪れる人は、必ず農村景観を見「きれいな村ですね。」と言っているだけですので、景観や豊かな自然環境に配慮した再生可能エネルギーの普及が必要であることから、景観に配慮する地区と推進する地区のゾーニングや設備規模などを検討していきます。

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光新エネルギー設備設置補助 ○事業の必要性 化石燃料の需要の拡大は地球温暖化を 加速させる一因となっている。 ○具体的事業内容 太陽光発電システムを設置する世帯に	川内村	

		補助金の交付 ○事業効果 環境に配慮した脱炭素社会の形成		
--	--	------------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーの利用の推進については、川内村公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の基本方針に基づき、整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流促進、人材 育成	(４) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業 ○事業の必要性 近年、地方への移住者が増加する中で、移住・定住の窓口として必要である。 ○事業内容 移住・定住支援センターを設置し、移住希望者に対し様々な行政サービスの案内や無料職業相談所による職の斡旋、空き家等の情報の提供などにより、質の高い移住支援及び情報発信を行い、移住・定住者の増加を促進する。 また、村でお試し移住住宅を設置し、移住希望者に村内の生活を疑似体験していただくことにより、より安心して移住できるよう図る。 ○事業効果 移住・定住者の増加により村の活性化が期待できる。	川内村	各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。
		川内村定住促進化対策新築住宅助成金事業 ○事業の必要性 比較的、低所得層が多い若い世代を中心に定住を	川内村	

		促すため ○具体的事業内容 住宅新築費用の一部を補助 ○事業効果 安定的な住まいを取得してもらうことにより人口減少に歯止めがかかる 川内村定住促進化対策住宅取得補助事業 ○事業の必要性 人口減少対策と持続的発展の実現を図るため移住定住を促すため ○具体的事業内容 住宅取得費用の一部を補助 ○事業効果 安定的な住まいを取得してもらうことにより、移住定住を促進し、併せて空き家等の利活用を進めることができる	川内村	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	路線バス運行事業 (地方バス路線運行補填) ○事業の必要性 村外へ通学・通院する自身での移動が困難な学生・高齢者等への公共交通手段の確保 ○具体的事業内容 路線バスへの欠損額の補填 ○事業効果 安定的な公共交通手段を確保することで活動範囲が広がり通学・通院手段	川内村	各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。

		続と地域の活性化のためには支援が必要である。 ○見込まれる事業効果 毎年 1,000 名を超える参加者があり、住民との交流を促進し、地域の活性化に寄与する。		
	基金積立	村民プール施設運営事業 ○事業の必要性 村民や帰村者、高齢者の健康増進を図るうえで本プール施設の運営が必要である。 ○具体的な事業内容 村民プール施設管理運営を指定管理より実施する。 ○事業効果 村民や帰村者、高齢者の健康増進を図り、本事業の実施によって幅広く観光客等の利用も見込ながら持続的促進を図っていく。また計画期間以降も基金を活用し施設運営を図る。	川内村	
	(5) その他	学校給食費補助事業 ○事業の必要性 学校給食を通し安定的に食育事業提供するため ○具体的事業内容 保護者の給食費の負担額を支援する ○事業効果 子どもたちの安全安心、子育て世代の支援	川内村	

		につながる		
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	伝統文化の保存伝承事業 村内の伝統文化保存伝承に対する支援。伝統文化の後世への保存継承、後継者の育成 ○事業の必要性 次世代へ確実に継承し伝えることが重要であるため ○具体的事業内容 保存会の活動支援 ○事業効果 文化遺産の伝承・保存ができる	川内村	各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光新エネルギー設備設置補助 ○事業の必要性 化石燃料の需要の拡大は地球温暖化を加速させる一因となっている。 ○具体的事業内容 太陽光発電システムを設置する世帯に補助金の交付 ○事業効果 環境に配慮した脱炭素化社会の形成	川内村	各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。